

指 示 第 3 4 号

令和5年6月20日

大阪拘置所長

運動及び入浴の実施要領について

標記について、下記のとおり定めるので、遺漏なきよう実施されたい。

なお、令和2年10月29日付け当職指示第73号「運動及び入浴実施要領について」、平成26年5月7日付け処遇首席指示第47号「入所者のシャワー浴について」、平成30年4月11日付け処遇首席指示第40号「新棟・旧棟衛生係の入浴及びシャワー浴の実施について」、平成29年6月26日付け処遇首席事務連絡「清拭実施回数を追加することについて」、令和2年10月1日付け処遇首席事務連絡「戸外運動辞退者の室内運動を実施することについて」、令和3年5月28日付け処遇首席事務連絡「戸外運動連行方法等の見直しについて（試行）」、令和3年9月6日付け処遇首席事務連絡「入浴場の消毒を徹底することについて」、令和3年10月8日付け処遇首席事務連絡「室内体操の実施時間帯を変更することについて」及び令和4年9月22日付け処遇首席事務連絡「週3回の入浴実施について」は廃止する。

記

1 運動

(1) 実施場所及び時間

ア 未決拘禁者、死刑確定者、各種被収容者*及び監置場留置者

(ア) 実施場所

男子の戸外運動はA・B・C・D・E棟運動場及び2階運動場、
女子の戸外運動はD・E棟運動場とする。



(イ) 時間等

男子の戸外運動実施日は、統括矯正処遇官（第三担当）（以下

「第三統括」という。) が、女子の戸外運動実施日は、統括矯正処遇官（第二担当）（以下「第二統括」という。）が、それぞれ作成した運動計画表に基づいて指定し、30分間以上の戸外運動を実施する。戸外運動を辞退する者（閉居罰者の運動該当者含む。）に対しては、30分間の室内運動を実施する。また、戸外運動の実施が週2回となること、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第57条ただし書に規定する、公判期日への出頭その他の事情（継続して外来調べが行われている者、公判前であることを理由として集中的に弁護人面会が続いている者を含む。）により、刑事施設の執務時間内にその機会を与えることができないことを考慮し、表1のとおり、戸外運動の実施の有無にかかわらず、毎日居室において室内運動を実施する。

なお、連行時間は運動時間に含まない。

表 1

実施日	室内運動時間
平日	
休日	

イ 自営作業に従事する受刑者

(ア) 実施場所

作業を行う日の男子の運動は、A・B・C棟運動場又は講堂、作業を行う日の女子の戸外運動はE棟運動場又は講堂とする。

(イ) 時間等

作業を行う日の運動は、表2のとおり実施し、平日の作業を行わない日及び休日については、表1のとおり、居室において室内運動を実施する。

表 2

工場等	運動実施時間
営繕工場 図書・統計工場	██████████までの40分間
男子居室棟衛生係	██████████までの40分間
新入訓練工場 内掃工場、物品管理工場	██████████までの40分間
洗濯工場、理髪工場	██████████までの40分間
女子居室棟衛生係	██████████の40分間

ウ 自営作業に従事する受刑者以外の受刑者及び労役場留置者

(ア) 実施場所

男子の戸外運動はA・B・C・D・E棟運動場及び2階運動場、
女子の戸外運動はD・E棟運動場とする。

(イ) 時間等

男子の戸外運動実施日は、第三統括が、女子の戸外運動実施日は、第二統括が、それぞれ作成した運動計画表に基づいて指定し、30分間以上の戸外運動を実施する。戸外運動を辞退する者（閉居罰者の運動該当者含む。）に対しては、30分間の室内運動を実施する。また、平日において戸外運動を実施しない日及び休日については、表1のとおり、居室内において室内運動を実施する。

(2) その他

ア 男子居室棟衛生係の連行は、第3区職員が担当するものとする。

イ 運動場の各区画に別紙1-1「運動の心得（A・B・C棟運動場用）」及び別紙1-2「運動の心得（D・E棟運動場及び2階運動場用）」を掲示し、周知を図ることとする。

ウ 要注意者等で、特に指示が発出されている場合は、同指示に従っ

て戸外運動を実施するものとする。

エ 未決拘禁者のうち単独室に收容されている者は、原則、単独区画において戸外運動を実施し、共同室に收容されている者は、各居室単位の共同区画において戸外運動を実施するものとする。

2 入浴

(1) 入浴日及び入浴順序

ア 入浴日については、第三統括が作成した入浴計画表に基づいて指定する。

イ 各居室階の入浴順序については、各居室階において、基本、共同室は1居室ずつ、単独室は4居室ずつ、それぞれ入浴日ごとに繰り上げて計画するものとする。

(2) 入浴回数

ア 被收容者の入浴回数は、閉居罰に科された者を除き、年間を通じて、基本、1週間に3回（通常入浴2回、シャワー入浴1回）の実施とする。ただし、平日に祝日が1日含まれる週は、シャワー入浴を実施せず、週2回の通常入浴とする。また、平日に祝日が2日以上含まれる週及び年末年始については、別途、入浴計画表を策定の上指示する。

イ 汚物を取扱う等で著しく汚染する作業に従事するなど、保健衛生上必要があると認められる者については、定期的入浴実施日以外の日に通常入浴又はシャワー入浴を実施することができる。

ウ 年間を通じ原則として、通常入浴又はシャワー入浴を実施しない祝日（土日の祝日は除く。）については、夕食終了後の清拭を許可する。

(3) 入浴時間

ア 原則、介助を必要とする者等の場合を除き、通常入浴の入浴時間は15分間、シャワー入浴の入浴時間は7分間とする。

イ 入浴の実施時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、自営作業に従事する受刑者の入浴実施時間については、午後5時30分までとする。

(4) 入浴場所及び実施方法

ア 基本、各居室階の入浴場において実施し、入浴場が設置されていない居室階については、他の居室階に設置された入浴場、また、自営作業に従事する受刑者用 1 階大浴場を使用する。

イ 入浴については、原則、各居室単位又は工場単位で実施する。

ウ 入浴係職員は、第三統括の指揮・監督を受け、居室階担当職員とともに入浴該当者を出室させた後、入浴場に連行の上、入浴を実施するものとする。ただし、女子被収容者に係る入浴係職員は、第二統括の指揮・監督を受け、自営作業に従事する男子受刑者に係る入浴係職員は、統括矯正処遇官（第七担当）の指揮・監督を受けるものとする。

エ 要注意者等で、特に指示が発出されている被収容者については、同指示に従って入浴を実施する。

オ 男子入所者については、新入調所シャワー室において、約 3 分間の洗身を行うものとする。また、女子入所者については、平日昼間の入所者は、可能な限り当日に入浴を実施し、夜間、休日の入所者については、現在、全体改築工事中のため、女子新入調所にシャワー設備が設置されていないことから、翌平日に入浴を実施する。

カ 入浴の実施に当たっては、特に次の事項を念頭に置いて勤務するものとする。

(ア) 入浴は、入浴係職員の指示・号令で行わせること。

(イ) かみそりを使用させる場合は、貸与前にかみそりの破損等を確認し、使用後は速やかに引き上げ、破損等がないかを確実に確認すること。

(ウ) 浴槽に入る前には掛け湯をさせ、身体に付いた石けん等を除去させるよう指導すること。

(エ) 浴槽内でタオルを使用させたり、身体や顔を洗わせたりしないこと。

(オ) 湯水の調整を行う際は、入浴係職員に申し出させること。

(カ) 洗面器、椅子及び水道設備等は丁寧に扱わせること。

- (キ) 浴室の換気に留意し、湯気で戒護上の支障が生じないようにすること。
- (ク) 身体に負傷箇所や皮膚疾患等の症状を認めた場合は、入浴を中止して居室階担当職員に連絡するとともに、監督者への報告及び医務部への連行等必要な措置を執ること。
- (ケ) 入浴・連行中における交談のほか、反則行為については厳しく取り締まること。特にかみそりを使用した自傷他害行為又は剃り込み等については、十分注意すること。
- (コ) 居室から出室する際及び居室へ還室する際は、石けん箱及びタオルを開けさせ、隠匿物がないかを確認すること。
- (サ) 他の居室階の入浴場へ連行する場合は、下着姿等の不体裁な服装をさせないこと。
- (シ) 各入浴場に、別紙2「入浴時の心得」を掲示し、入浴係職員は、通常入浴時に周知を図ること。
- (ス) 入浴係職員は、シャワー入浴実施の際、各居室階において、別紙3「シャワー入浴について」の告知放送を実施し、周知を図ること。
- (セ) 通常入浴又はシャワー入浴を実施しない祝日（土日の祝日は除く。）における、夕食終了後の清拭については、当該祝日前の開庁日に各居室階担当職員等から、別紙4「祝日における夕食後の清拭実施要領」について告知放送を実施して周知を図り、当該祝日の居室階担当職員等は、マイク放送（「清拭始め。」「清拭終了。」）等の号令により、清拭を実施させること。

(5) その他

- ア ひげそりは、原則として通常入浴日に入浴場内で行わせること。ただし、女子の顔そりは、居室内で行わせて差し支えない。
- イ 転室者で当日の入浴ができなかった者については、転室先居室階において前回の入浴日を確認し、週の入浴回数を確保するよう留意すること。
なお、転室前の居室階担当職員は、転室先の居室階担当職員に入

浴実施の有無を確実に引き継ぐこと。

ウ 出廷、弁護人面会等のため、当日の入浴ができなかった者については、翌日、入浴が実施される他の居室階入浴場に入浴係職員が連行して実施する。

エ 病棟の入浴については、医師による医療上の指示に基づいて実施するものとする。

オ 当所は、全体改築工事中のため、A B C棟の入浴場が設置されていない受刑者棟に未決拘禁者を収容しており、総入浴（週3回の通常入浴）が実施できない実情から、総入浴日については、シャワー入浴とする。また、上記実情から、平日に祝日が含まれる週において2回の通常入浴となることを考慮し、通常入浴又はシャワー入浴を実施しない祝日については、夕食終了後の清拭を許可するものとする。

※ 被収容者であって、受刑者、未決拘禁者及び死刑確定者以外のものをいう（例として、仮釈放の取消しなどの審理のために留置される者など）。なお、労役場留置者及び監置場留置者は、被収容者ではない。

別紙 1 - 1 (A・B・C棟運動場用)

うんどう こころえ
運動の心得

- 1 ^{だんさ} 段差などに ^{あし か} 足を掛けたり、^{すわ} 座ったりしないこと。
- 2 ^{さかだ} 逆立ちなど、^{きけん うんどう} 危険な運動をしないこと。
- 3 ^{おお} 大きな声や ^{こえ きせい} 奇声を出さないこと。
- 4 ^{くちぶえ な} 口笛を鳴らしたり、^{かべ て} 壁や手をたたいたりして ^{おと} 音を出さない ^だ こと。
- 5 ^{てつごうし} 鉄格子などに ^ふ 触れたり、^て 手を出したりしない ^だ こと。
- 6 ^{しせつ} 施設の ^{かんり} 管理 ^{うんえいじょう} 運営 ^{うんどう} 上、^{じっしちゅう} 運動実施中は ^{たちいり} 立入禁止線より ^{とびらがわ} 扉側に ^{た い} は、立ち入らないこと。
- 7 ^た 他の ^{くかく} 区画の ^{ひと} 人と ^{つうせい} 通声、^{あいず} 合図などをしないこと。
- 8 ^{かべ} 壁などに ^{らくが} 落書きをしたり、^{そなえつけぶつびん} 備付物品を ^{そざつ} 粗雑に ^{あつ} 扱ったりしない ^だ こと。
- 9 ^{つば} 唾や ^は タンを吐かないこと。
- 10 ^{くび} タオルなどを ^{かた} 首や ^か 肩に掛けないこと。
- 11 ^{うんどう} 運動以外の ^{いがい} 目的で ^{もくてき} 横に ^{よこ} ならない ^だ こと。
- 12 ^ぬ 脱いだ ^{ふく} 服や ^{そな} タオルなどは ^つ 備え付けの ^か フックに掛ける ^だ こと。
- 13 ^{ほか} その他、^{しよくいん} 職員 ^し の ^じ 指示 ^{したが} に従 ^う う ^だ こと。

別紙 1 - 2 (D・E 棟運動場及び 2 階運動場用)

うんどう こころえ
運動の心得

- 1 段差などに足を掛けたり、座ったりしないこと。
- 2 逆立ちなど、危険な運動をしないこと。
- 3 大きな声や奇声を出さないこと。
- 4 口笛を鳴らしたり、壁や手をたたいたりして音を出さないこと。
- 5 鉄格子などに触れたり、手を出したりしないこと。
- 6 他の区画の人と通声、合図などをしないこと。
- 7 壁などに落書きをしたり、備付物品を粗雑に扱ったりしないこと。
- 8 唾やタンを吐かないこと。
- 9 タオルなどを首や肩に掛けないこと。
- 10 運動以外の目的で横にならないこと。
- 11 脱いだ服やタオルなどは備え付けのフックに掛けること。
- 12 その他、職員の指示に従うこと。

別紙 2

にゆうよくじ こころえ

入浴時の心得

- 1 職員しよくいんの指示しじに従したがって静しずかに行こうどう動し話はなしをしないこと。
- 2 浴槽よくそうに入はいるときは、身しんたい体、特とくに下腹部かふくぶをよく洗あらい、石せっけんなどを洗あらい落おとしてから入はいること。
- 3 浴槽よくそうの中なかでタオルつかを使つかったり身しんたい体や顔かおを洗あらったりしないこと。
- 4 湯水ゆみずを無む駄遣だづかいせずせんめんきとうに、洗ていねい面器等とを丁あつか寧あつかに取り扱あつかうこと。
- 5 浴槽よくそうの湯水ゆみずの調ちょう節せつは無む断だんでおこな行おこなわないこと。
- 6 入浴場にゆうよくじょうにおいてはこうかんかみそりかっての交おこな換おこなは勝おこな手おこなに行おこなわないこと。

別紙 3

シャワー入浴について

本日はシャワー入浴日です。

入浴場内では、石けん、シャンプー及びタオルの使用はできませんが、かみそりの使用はできません。

また、入浴時間は 7 分間です。

入浴時間を守らない場合、入浴時間を短縮した運用に変更となることがあるので、入浴時間は厳守するようにしてください。

別紙 4

祝日における夕食後の清拭実施要領

適 用	実 施 事 項
全被収容者	<ol style="list-style-type: none"> 1 夕食終了後から午後 5 時までの間に、単独室は 5 分、共同室は 10 分以内とし、各居室で実施させる。 2 居室棟担当職員等は、マイク放送等の号令（「清拭始め」、「清拭終了」等）により、実施させること。 3 清拭時は、上半身のみ裸体許可とし、下半身は下着を着用させることとするが、下着を膝まで下げても差し支えない。 ただし、女区は除くものとする。 4 清拭で使用する水量は、一人 1 回につき洗面器 1 杯とし、清拭及びタオルのすすぎ洗いを行わせる（石けんの使用は不可）。 5 身体に直接水を掛けること及び他の者がプッシュボタンを押す等については、厳禁とする。
居室棟衛生係	<ol style="list-style-type: none"> 1 居室棟衛生係については、還室後、速やかに居室内で実施させる。 2 清拭時は、上半身のみ裸体許可とし、下半身は下着を着用させることとするが、下着を膝まで下げても差し支えない。ただし、女区は除くものとする。 3 清拭で使用する水量は、一人 1 回につき洗面器 1 杯とし、清拭及びタオルのすすぎ洗いを行わせる（石けんの使用は不可）。 4 身体に直接水を掛けること及び他の者がプッシュボタンを押す等については、厳禁とする。
閉居罰執行中の被収容者	実施しない。